

「運動施設に関する制限」及び「公園施設の設置基準」 (案)の概要について

平成29年11月
都市計画部 公園整備課

1. 趣旨

平成29年6月15日に一部改正された都市公園法施行令により、これまで政令で定めていた運動施設に関する制限については、地域の実情に応じ、政令の基準を参考にして条例で定めることとなりました。

また、同日に一部改正された都市公園法により、都市公園において公園施設の設置や管理を行う民間事業者を公募によって選定することができるようになり、この場合に上乗せできる公園施設の建築面積の割合を、政令の基準を参考にして条例で定めることとなりました。

これらの制限等は、川越市都市公園条例の一部改正により定める予定です。

2. 条例で定める内容

(1) 都市公園内に設ける運動施設の制限（案）

政令改正前は、1つの都市公園内に運動施設を設ける場合、その都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の合計の割合（以下「運動施設率」といいます。）は、全国一律に「50%」を超えてはならないとされていました。

政令改正後は、地域の実情に応じた運動施設の整備を可能とするため、政令の基準を参考にして条例で運動施設率を定めることができるようになりました。

そこで、本市においては、超えてはならない運動施設率を次のとおりとします。

条例案	参考 政令の基準
50%	50%

(2) 民間事業者が設ける公園施設の建蔽率の特例（案）

法改正により、都市公園において飲食店、売店などの公園施設の設置や管理を行う民間事業者を公募によって選定することができるようになりました。

これまでは、1つの都市公園内に設ける公園施設の建築面積はその都市公園の敷地面積の2%を超えてはならないとされていたが、公募によって選定された民間事業者が、認定計画[※]に基づいて公園施設を設ける場合には、建築面積の割合を政令の基準を参考に、条例で上乗せできるようになりました。

そこで、本市においては、上乗せできる建築面積の割合を次のとおりとします。

条例案	参考 政令の基準
10%	10%

※公募によって選定された民間事業者が公園管理者に提出し認定された計画で、設置・管理を行う公園施設の構造、施工計画等を示したものの。

3 施行予定日

条例の公布の日を予定しています。